

四万十町「いじめ防止基本方針（比較：H30とR6）」

町(H30改定)	町(R6改訂)
目次	目次
第1章 策定に際して	はじめに
1 はじめに・・・P.1	第1 いじめ防止等のために知っておくべきこと
2 策定の目的・・・P.2	1. 四万十町いじめ防止基本方針が目指すこと
3 見直しと公表・・・P.2	2. いじめとは（定義）
第2章 基本的な考え方	3. 基本方針の目標と大切にしたい視点
1 いじめの定義・・・P.2	4. 町のいじめの現状
2 いじめの防止・・・P.4	5. いじめの防止等の基本的な考え方
3 いじめの早期発見・・・P.4	（1）いじめをさせない
4 いじめへの対処・・・P.5	（2）いじめに気づく
5 地域や家庭との連携・・・P.5	（3）いじめに対応する
6 関係機関との連携・・・P.5	（4）学校、家庭、地域で子どもを見守る
第3章 町の対策	（5）関係機関とつながり子どもを支える
1 設置する組織・・・P.6	第2 いじめ防止等の対策
2 施策の内容・・・P.7	1. いじめ防止等の町の組織
第4章 学校の対策	（1）「四万十町いじめ問題対策連絡協議会」について
1 学校いじめ防止基本方針の策定 P.12	（2）教育委員会の附属機関について
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・P.13	2. いじめ防止等のために町が行うこと
3 いじめの防止・・・P.16	（1）学校が中心となって進める取組への支援
4 いじめの早期発見・・・P.17	（2）教職員が子どもと向き合える体制づくり
5 いじめに対する措置・・・P.17	（3）学校、家庭、地域、関係機関が協力し進める取組
第5章 重大事態への対処	（4） 県教育委員会との協力
1 町教育委員会又は学校による調査 P.20	（5）学校評価を行う時に気をつけること
2 町長による再調査及び措置・・・P.25	（6）町民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進
	3. いじめ防止等のために学校が行うこと
	（1）学校いじめ防止基本方針をつくる
	（2）学校にある「いじめの防止等の取組のための組織」
	（3）学校がいじめ防止等のために行うこと
	4. 重大事態への対処
	（1）町教育委員会又は学校による調査
	（2）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置
	第3 その他留意事項
	見直しと公表